

東洋町「地域活動支援」地域おこし協力隊募集要領

昨今、全国の自治体が抱えている課題として、「人口減少」や「少子高齢化」が挙げられます。これらの進展に伴い、地域コミュニティの希薄化や生活基盤の維持が困難になるなど、多くの社会問題が生じています。東洋町も例外ではなく、人口減少と少子高齢化が加速する中で、高齢者の生活支援や地域の繋がりづくりへのサポート、地域防災の強化が急務となっています。また、「南海トラフ巨大地震」をはじめ、近年増加する予期せぬ自然災害に備え、地域レベルでの防災意識の向上や、共助の仕組みづくりが求められます。

本町では、各地区での「集落活動」へ参画し、住民とともに地域コミュニティの活性化を図れる方、そして「自助」「共助」の育成を推進し、これを支援する「公助」としての役割を担っていただける熱意と行動力のある人材を募集します。

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

(1)野根地区文化会館に関わる業務

・小さな集落活性化事業の補助

人口減少や高齢化に伴い、将来の地域活動への参加者の減少や担い手不足といった課題に対して、「小さな集落活性化事業」を通して住民の力や地域の資源などにより、地域の維持・再生につなげることを目的としています。

現在、野根の名留川地区が『ふるさと加工グループなるかわ』を立ち上げ、令和6年10月に活動拠点となる加工場が完成しました。そこで漬物製造業、味噌製造業食品営業許可を取得し、令和7年2月にはかんぼもちの製造に向けて、菓子製造業の営業許可を取得。今後は道の駅で特産品として販売したり、イベントに出店したりできるよう調整しています。中村地区も令和7年度から本格的に活動予定で、押野地区も検討中です。

このような地区の集落活性化事業に加わり、サポートをしてもらう業務となります。

・文化会館主催イベントの補助(さくらまつり、あゆまつり、料理教室イベント等)

3月もしくは4月に開催されるさくらまつり、9月に開催されるあゆまつり、定期的に行われる料理教室イベントなど、文化会館主催で行うイベントの準備から運営までの補助をおこなってもらいます。

・高齢者の見守り活動、地域住民との交流促進

東洋町では65歳以上のひとり暮らしで介護保険サービス等を受けていない方を対象に、見守り訪問を行っています。令和5年度に開始し、東洋町役場住民課、文化会館、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携している事業になり、四者で情報の共有をおこない、地域での安心・安全な暮らしを目指しています。令和7年度からは野根地区全体の名簿を抽出し、地図に落とし込みながら支援が必要な世帯の取りこぼしを防ぐ計画となっている。

実際に訪問をしてもらい、地区および高齢者との関係を構築してもらいます。

(2)「甲浦集落活動センターなぎ」に関わる業務

・甲浦集落活動センターなぎ協議会主催事業・イベント支援

「甲浦集落活動センターなぎ」は「甲浦地区の住民が、地域の自然や伝統を守りながら安心して暮らせる地域、人が集い元気で輝き続ける地域づくり」を目指して、令和元年8月に開所しました。現在センター事業を行う協議会では、地域応援部、お台所部、加工品開発部、防災部の4つの部会が活動しており、協議会主催の事業やイベント開催についての支援を行ってもらいます。

・「甲浦集落活動センターなぎ」の施設管理

「甲浦集落活動センターなぎ」は、甲浦集落活動センターなぎ・白浜地区集会所・防災避難タワーが一体となった複合施設を拠点として活動しており、この施設の管理に関する業務(清掃等)を行ってもらいます。

(3)その他地域の活動に関わる業務等

3. 募集対象要件

(1)年齢満 20 歳以上の方

(2)三大都市圏をはじめとする都市地域等(過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない地域)から、東洋町に住民票を異動し、居住できる方

(3)心身ともに健康な方で誠実に職務ができる方

(4)地域になじむ意思があり、住民と共に地域活性化に取り組む意欲のある方

(5)最長3年間の活動期間終了後も東洋町に定住し、就業・起業する意欲のある方

(6)普通自動車免許を取得している方(勤務日までに取得見込の方も可)

(7)パソコン(ワード・エクセル・Eメール等)を日常的に利用できる方で、HP・SNS等で情報の発信などができる方

(8)町の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方

(9)地方公務員法第 16 条に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

4. 勤務地

東洋町内

5. 勤務日及び勤務時間

(1)勤務日は原則として月 16 日勤務とします。

(2)勤務時間は原則として、8時 30 分から 17 時 15 分までとします。

(3)土・日・祝祭日の勤務もあります。

(4)土・日・祝祭日・夜間等の勤務は、勤務時間内での振替対応となります。

(5)所定の月の労働日数及び勤務時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。

6. 雇用形態

会計年度任用職員として任用します。

7. 雇用期間

- (1)雇用期間は、採用日から翌年3月31日までとします。
- (2)雇用期間は、双方協議の上、最長3年まで更新する場合があります。
- (3)町長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとします。

8. 報酬等

月額 191,280 円～

※その他、期末手当、時間外勤務手当等については、要件に該当する場合に支給されます。

9. 待遇及び福利厚生

- (1)活動期間中の住居は町が用意します。(無償貸与)
但し、引越し費用や生活必需品、光熱水費及び通信費は個人負担とします。
※日常生活や通勤の移動手段として自家用車の持込をお勧めします。
- (2)健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (3)隊員の有給休暇等については町の条例を適用します。
- (4)活動に関連し出張する場合の旅費は、予算の範囲内で町が負担します。
- (5)業務に必要な各種技能講習は、町負担で受講してもらいます。

10. 応募及び申込方法

(1)受付期間

採用者が決定するまで随時受付します。

下記まで郵送又は直接持参

(2)提出書類(提出された書類は返却しません)

・東洋町地域おこし協力隊申込書兼履歴書(ホームページからダウンロードして下さい)

・レポート 1,000 文字程度

(3)申込先

〒781-7414

高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3

東洋町役場 総務課企画調整室

11. 選考

(1)第1次選考(書類選考)

書類選考の上、選考結果を速やかに本人へ文書で通知します。

(2)第2次選考(面接)

第1次選考合格者については面接を行います。日時等については、第1次選考結果を通知する際にお知らせします。

なお、第2次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。(3)

選考結果の通知

選考の可否については、文書にて通知します。

(4)現地案内等

応募前に現地案内などの対応可能です。

12. 問い合わせ及び申込先

〒781-7414

高知県安芸郡東洋町大字生見 758-3

東洋町役場 総務課企画調整室 美島・東

(TEL)0887-29-3111

(FAX)0887-29-3825

(E-mail) yui-mishima@town.toyo.kochi.jp